

資料2

○練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱

平成16年8月3日

練教光図発第97号

(設置)

第1条 練馬区子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、当該計画の総合的かつ計画的な推進を図るため、練馬区子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 推進計画の実施に係る進捗状況の検証に関すること。
- (2) 関係機関・団体の連携および協力に関すること。
- (3) 練馬区子ども読書活動推進計画の策定について、練馬区教育委員会の求めに応じ、提言を行うこと。
- (4) その他子ども読書活動の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、つぎに掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 子ども読書活動推進団体関係者 2名
- (3) 図書館関係民間団体関係者 1名
- (4) 練馬区の区域内（以下「区内」という。）の幼稚園関係者 1名
- (5) 区内の小・中学校関係者 2名
- (6) 区内の特別支援学校関係者 1名
- (7) 公募区民 5名以内

(任期)

第4条 前条に規定する推進会議を構成する者（以下「委員」という。）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長および副座長)

第5条 推進会議に座長および副座長を置き、委員が互選する。

- 2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
 - 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (会議)

第6条 推進会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、光が丘図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成16年8月3日から施行する。

付 則（平成19年7月31日19練教光図第553号）

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

付 則（平成20年3月27日19練教光図第1708号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年10月31日21練教光図第1175号）

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

付 則（平成23年4月25日23練教光図第174号）

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

付 則（平成25年5月24日25練教光図第414号）

この要綱は、平成25年7月6日から施行する。

付 則（平成27年7月10日27練教光図第1046号）

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

付 則（平成29年8月23日29練教光図第973号）

この要綱は、平成29年11月6日から施行する。